四季が丘自治連合会運営細則

(目的)

第1条 この運営細則は、四季が丘自治連合会会則(以下「会則」という。)第28条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員数の基準日)

第2条 会費等の支出及び総代の選出基礎となる町内会戸数の基準日は、当該年度の4月1日現在とする。

(役員候補者の選出)

第3条 役員(理事を除く。)候補者は、総会開催の1か月前までに公募し、立候補又は推薦により選出する。

(専門部会)

- 第4条 専門部会は、各町内会から選出された部員をもって構成する。
- 2 部員の任期は、2年とし、部員の中から部長を選出する。

(実行委員会)

- 第5条 実行委員会の委員は、会長が委嘱した者をもって充てる。
- 2 実行委員会の会長は、本会会長が当たる。

(助成金等)

- 第6条 助成金及び負担金は、次のとおりとし、毎年5月末までに納入する。
  - (1) 夏まつり助成金 会員1戸あたり 年額500円
  - (2) 防犯灯負担金 会員1戸あたり 年額840円
  - (3) 傷害保険負担金 会員1戸あたり 年額250円

(報償費)

第7条 会則第23条に規定する報償費は、年額2万円とし、当該年度の3月に支給する。 (備品等の維持管理)

- 第8条 自治連合会が所有する備品を適正に維持管理するため、管理責任者、内容及び保管場所 を記載した管理台帳を作成する。
- 2 宝くじコミュニティ助成事業により購入した備品については、別に管理台帳を作成する。
- 3 当該備品を使用する場合は、管理責任者の許可を得る。
- 4 備品等に破損等が生じた場合は、速やかに管理責任者に報告する。

(各種団体)

第9条 会則第18条に規定する各種団体とは、次に掲げる団体をいう。

四季が丘井戸端会議 四季が丘健康づくり応援団

四季が丘寿会 四季が丘市民センター

四季が丘小学校 P T A 四季が丘地区社会福祉協議会 四季が丘地区人権啓発推進協議会 四季が丘地区地域安全協議会

四季が丘中学校PTA 廿日市市公衆衛生推進協議会四季が丘地区連絡会

廿日市市消防団第3分団第2部2班 廿日市市スポーツ推進委員協議会

宮園・四季が丘地区民生委員児童委員協議会 (50音順)

附則

(施行期日)

本運営細則は、令和5年4月1日から施行する。

令和6年3月9日改正